

## 令和4年第3回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年3月2日（水）午後2時30分から午後3時30分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 若尾 英夫、 奥村 富雄、 樋口 孝男
欠席を要請した 農業委員・農地 利用最適化推 進委員	可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 栗本 京治、 中根 章子、 熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
事務局	事務局長 高井美樹、課長 杉山尚示、係長 金澤 貴、再任用職員 前田 晃
議案	第12号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第13号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第14号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第15号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について 第18号 農業経営基盤強化促進基本構想の変更における協議について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和4年第3回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員会総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、岐阜県全域に適用されているまん延防止等重点措置が3月6日まで延長されたため、農業委員の出席は人数を制限した8名で、定足数に達しております。 これより令和4年第3回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、5番奥村久光委員、6番若尾英夫委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案12号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定

及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2、議案第12号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転2件と交換による所有権移転2件の合計4件です。

受付番号1番は、土田の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、西帷子の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。

西帷子地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、川合の方と中恵土の方との間における交換による所有権移転です。

中恵土地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、農地法第3条第2項第5号に該当しますが、農地法施行令第2条第3項第3号の不許可の例外規定により、権利の移動・設定は妥当と考えます。

受付番号4番は、中恵土の方と川合の方との間における交換による所有権移転です。

中恵土地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番を除く、以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長

只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、土田お願いします。

小林委員

推進委員4番の小林が受付番号1番について報告します。

受付番号1番は、とうのう病院の西にある割田の農地を、隣接者が取得して耕作される申請で、問題ないと思います。

議長

受付番号2番、西帷子お願いします。

奥村(久)委員

農業委員5番の奥村が受付番号2番について報告します。

受付番号2番は、西帷子地内の農地で、隣接地に作業小屋もあり取得して耕作されることで、問題ないと思います。

議長

受付番号3番、4番、中恵土お願いします。

樋口委員

農業委員13番の樋口が受付番号3番、4番について報告します。

受付番号3番、4番は、耕作されている農地を交換して、各自が耕作しやすい状況へ交換される申請です。お互いが利用しやすくなり問題ないと思います。

議長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

【意見なしの声あり】

議長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議長 議 長

議 長

事務局

議案第12号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第12号は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、日程第3、議案第13号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号1番の案件が、日程第4、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第13号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、3件です。

併せて、日程第4、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転に伴う農地転用許可申請については、今月の申請は、売買による所有権移転が2件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件の合計4件です。

それでは、受付番号1番の案件について説明します。

受付番号1番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して1棟の共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

5条受付番号1番と同時申請ですので説明します。

5条受付番号1番は、中津川市の方と今渡の方が売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で隣接地を一体利用して1棟の共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

4条受付番号2番は、愛知県犬山市の方が農地転用の許可を求めるもので、菅刈地内で隣接地を一体利用して貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号3番は、京都府木津川市の方が農地転用で許可を求めるもので、中恵土地内で、隣接地を一体利用して庭敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのこと

です。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

昭和 55 年 8 月頃から住宅敷地として利用しているため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、及び第 5 条受付番号 1 番、今渡について、私が説明します。

菱川委員 農業委員 1 番の菱川から 4 条受付番号 1 番及び 5 条受付番号 1 番について、現地確認の報告をします。

申請地は、蘇南中学校近くの住宅が隣接する農地で、自己所有農地と隣接する農地を 5 条で売買取得し、一体敷地として共同住宅 1 棟を建設する計画です。

上下水道ともに整備され、道路側溝もあり、問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、菅刈お願いします。

奥村(久)委員 農業委員 5 番の奥村から現地確認の報告をします。

菅刈地内の住宅が隣接する農地を駐車場として整備し近隣の自動車販売事業者へ貸し出すための転用申請です。周囲に農地は無く、問題ないと思います。

議 長 受付番号 3 番、中恵土お願いします。

樋口委員 農業委員 13 番の樋口から現地確認の報告をします。

事務局からの説明にもありましたが、昭和 55 年から住宅敷地として利用されており、始末書を提出されており、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 受付番号 3 番について、申請者が京都の方だが、転用して中恵土の方に貸すのか。

樋口委員 地元の三宅推進委員に確認したが、相続により取得したが、遠方に居住しており、売買により売却する際、敷地の一部に農地があることが分かり、転用により宅地とするための申請です。

議 長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なしの声多数】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 13 号及び議案第 14 号受付番号 1 番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 13 号及び議案第 14 号受付番号 1 番は、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号 2 番から 4 番を議題といたします。

事務局	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>5条、受付番号2番は、川合の方と岐阜市の法人が、賃借権の設定で一時転用許可を求めめるものです。</p> <p>転用事業者は、川合地内で、貸駐車場を整備するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、工事用区画柵を設置するとのことです。</p> <p>送電線工事個所がアパート敷地であり、工事期間中住人が駐車場を使用することができないため、申請地に一時的な貸駐車場として整備するとのことです。</p> <p>一時転用期間は、許可日から令和4年7月31日までです。</p> <p>受付番号3番は、下恵土の方と下恵土の方が、使用賃借権の設定で農地転用許可を求めめるものです。</p> <p>転用事業者は、下恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>受付番号4番は、土田の方外3名と土田の法人が、売買による所有権移転で農地転用許可を求めめるものです。</p> <p>転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して駐車場を整備するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第2種農地となります。</p> <p>隣接する工場敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。</p>
大澤委員	<p>受付番号2番、川合お願いします。</p> <p>農業委員2番の大澤が受付番号2番の案件について報告します。</p> <p>送電線工事でアパートの住人用に一時転用で駐車場を確保する転用申請です。</p> <p>一時転用ですので、申請地にシートを敷き、鉄板を置き使用し、復旧には、鉄板回収、シートをとり、トラクターで起こして畑に復旧するとのことで、問題ないと思います。</p>
議長	<p>受付番号3番、下恵土お願いします。</p>
中村委員	<p>農業委員3番の中村が受付番号3番の案件について報告します。</p> <p>下恵土古市場地内で、母親の土地を借りて一般個人住宅を建築する申請です。</p> <p>分筆により境界杭があり、上下水道ともに整備されており、道路側溝もあり、問題ないと思います。</p>
議長	<p>受付番号4番、土田お願いします。</p>

小林委員 農業委員4番の小林が受付番号4番の案件について報告します。  
隣接する工場敷地を拡張して駐車場を整備する申請です。  
申請地は工場敷地より一段低い土地で、北側に土地改良水路があるため、コンクリートブロックを設置され、水路敷については、コンクリートを張る計画となっています。  
転用に関しては、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【意見・質疑なし】  
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
議案第14号受付番号2番から4番について、原案のとおりそれぞれ許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】  
異議ないものと認め、議案第14号受付番号2番から4番は原案のとおり、許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きます。日程第5、議案第15号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題とします。  
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第15号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。  
今月の申請は、2件です。  
受付番号1番、愛知県犬山市の方外1名が所有する矢戸地内の畑です。  
当該農地は、平成8年頃まで耕作していましたが、平成13年に山林原野化し、現在に至るとのことです。  
受付番号2番、久々利の方が所有する久々利地内の畑です。  
当該農地は、昭和44年頃まで耕作していましたが、昭和44年に車庫を建築し、その後も駐車スペースや物干し場として宅地利用し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がりましたが、地元委員から発言を求めます。  
受付番号1番、矢戸お願いします。

若尾委員 農業委員6番、若尾が報告します。  
受付番号1番は、現況確認しましたが、山林原野化しており、非農地として問題ないと思います。

議長 受付番号2番、久々利お願いします。  
奥村(富)委員 農業委員11番、奥村が報告します。  
受付番号2番は、久々利の南町地区の端で、昭和44年に車庫を建築し住宅の一部として利用されており、非農地として問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【質疑なしの声多数】  
ご意見もないようですのでお諮りいたします。

委員 議長 議案第 15 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 議長 【異議なしの声多数】  
異議ないものと認め、議案第 15 号は原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第 6、議案第 16 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

はじめに、受付番号 7 番から 9 番の案件は、農業委員 4 番の小林司朗委員が関係者であり、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与に制限により審議に加わることができないため、退席を求めます。

(小林司朗委員退席)

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6、議案第 16 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今月の申請は、11 件です。

受付番号 7 番から 9 番は同一借受人となります。

愛知県扶桑町の方外 2 名と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

議長 塩河、淵之上地内の該当農地について、令和 7 年 3 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。

委員 議長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 議長 【意見・質疑なし】  
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議長 議案第 16 号、受付番号 7 番から 9 番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 議長 【異議なしの声多数】  
異議ないものと認め、議案第 16 号、受付番号 7 番から 9 番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議長 それでは、小林司朗委員の議事参加を認めます。

(小林司朗委員の着席を確認)

議長 引き続き、議案第 16 号を議題といたします。

事務局 受付番号 1 番から 6 番及び 10 番、11 番、事務局に説明を求めます。

事務局 受付番号 1 番から 4 番は同一借受人となります。

議長 石森の方外 4 名と岐阜市の法人との間での新規の農地中間管理権を取得した使用貸借権の設定です。

議長 石森、長洞、今地内の該当農地について、令和 14 年 4 月までの 10 年間、矢戸は令和 24 年 4 月までの 20 年間、中間管理権を取得し、利用集積を図るものです。

議長 受付番号 5 番、6 番は同一借受人となります。

議長 川合の方外 1 名と土田の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

川合地内の該当農地について、令和7年3月までの3年間、利用集積を図るものです。  
受付番号10番は美濃加茂市の方と塩河の法人との間での新規の解除条件付貸借権の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和9年3月までの5年間、利用集積を図るものです。  
受付番号11番は下恵土の方と下恵土の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

下恵土地内の該当農地について、令和14年3月までの10年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】  
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第16号、受付番号1番から6番及び10番、11番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】  
議長 異議ないものと認め、議案第16号、受付番号1番から6番及び10番、11番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第7、議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第7、議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について説明します。

番号1から4は、大森の農地所有適格法人へ新規で令和4年5月1日付から令和14年4月30日までの10年間、番号5、6は、名古屋市南区の一般法人へ新規で令和4年5月1日から令和24年4月30日までの20年間、いずれも使用貸借権を設定し、利用配分する計画案となっています。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 番号5、6の名古屋市南区の一般法人は何を作るのか。

事務局 イチゴを栽培すると聞いています。

議長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】  
議長 ご意見も無いようですので、お諮りいたします。

議長 議案第17号について、原案のとおり意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】  
議長 異議ないものと認め、議案第17号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第8、議案第18号、農業経営基盤強化促進基本構想の変更における協



議についてを議題とします。

- 事務局 議長 【議案の内容について、産業振興課 高原が説明】  
只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 小林委員 資料の配付時期が遅く、内容の確認をしっかりとできる期間がなかった。  
また、コロナ化で一部の農業委員しか参加していない今回の総会で審議して結論を出していいのか疑問がある。
- 事務局 資料の配付が遅くなり大変申し訳ない。  
今回は、農業経営基盤強化促進基本構想の変更であり、5年を目途に見直しをしており変更箇所について審議していただき、協議いただければと思います。  
今日まで、出席いただいていない農業委員、推進委員からの意見はありません。
- 小林委員 変更してある目標数値等については、県の指示や協議はできているのか。  
事務局 県とも相談、協議して数値を出している。
- 大澤委員 構想に基づいて事業等を実施したら、市はバックアップしてくれるか。  
事務局 基礎となる基準を示していて、他の補助事業等を有効に利用できるホローは出来る限りしていく。  
新規就農時の参考となるモデルとして利用してほしい。参考指針です。
- 大澤委員 今回の変更は本当に必要か。  
事務局 5年を目途に見直しが必要で、この時期となった。
- 小林委員 基本構想の見直しが必要で実施されるのなら、市の農業に対する補助金等の見直しや国、県の補助金の見直しをお願いしたい。
- 事務局 見直しできる事は実施していく。国や県への要望もできる限り提出していく。  
議長 期間が短く、全員の参加ではない総会での審議については、結論を出すのは難しいですが、今後も気が付いた箇所があれば事務局へ意見を提出してください。  
今回は、意見なしとして報告したいと思います。  
それではお諮りいたします。  
議案第18号について、原案のとおり意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。
- 委員 議長 【異議なしの声多数】  
議長 異議ないものと認め、議案第18号は意見なしとして、市に報告することに決しました。  
以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
- 議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。  
はじめに、農地の適正管理の2月指導分について報告します。  
別添資料1をご覧ください。(件数1件)  
2月に近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。  
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

次に農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出の2月届出分についてです。

別紙資料2をご覧ください。（件数1件）

次に農業用施設の届出の2月届出分についてです。

添付資料3をご覧ください。（件数1件）

続きまして、2月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

今回は、5件の相続に伴う届出があり、田は14筆、面積7,708.00㎡、畑は7筆、面積1,269.00㎡で、田と畑の合計は21筆で、面積は8,977.00㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は3月29日の火曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和4年第4回農業委員会総会は、令和4年4月4日月曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

その他として、市が行う転用事業の説明、4年度のスケジュール表の配付

市が行う転用事業の説明（広見地内、JR太多線乗里踏切歩道設置事業）の説明

令和4年度農地転用等スケジュール表の説明

農地法第3条受付締切日を新たに設けたことの説明

これもちまして、令和4年第3回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。  
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。